

公立大学法人神戸市看護大学内部統制規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第63号

公立大学法人神戸市看護大学内部統制規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学業務方法書に基づき、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における内部統制に関する基本的事項を定め、もって法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制システム 役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が地方独立行政法人法その他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。
- (2) モニタリング 内部統制システムが有効に機能していることを継続的に監視・評価する手続きをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人の役員（監事を除く。）、及び職員（非常勤である者を含む。以下「役職員」という。）に適用する。

(審議機関)

第4条 経営審議会は、公立大学法人神戸市看護大学定款第21条第1項第7号の規定に基づき、内部統制システムに関する重要事項について審議する。

2 経営審議会は、第12条第3項の規定に基づく報告があったときは、内部統制システムに係る改善策を検討するものとする。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、法人の内部統制システムの整備及び運用に関し、役員を総括し、その最終責任を負う。

(役員 of 責務)

第6条 副理事長及び理事は、理事長のもと、所管する業務に関する内部統制システムを統括するものとする。

(役職員の責務)

第7条 役職員は、内部統制の目的達成のため、地方独立行政法人法その他法令及び法人規程等に従い、業務を実施するものとする。

(内部統制管理責任者)

第8条 法人に内部統制管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務・施設担当理事をもって充てる。

2 管理責任者は、法人の内部統制の体制を整備し、運用の継続的な見直しを図るとともに、その状況を把握し、監督する。

3 管理責任者は、内部統制の取組みの継続的な見直しを図るとともに、内部統制に関する役職員への周知及び研修の実施並びに必要な情報システムの更新に取り組むものとする。

(内部統制推進責任者)

第9条 法人に、内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、内部監査室長をもって充てるものとし、理事長が総括する内部統制に関する業務を担当する。

2 推進責任者は、管理責任者の指示のもと、内部統制システムの適切な整備及び運用を推進するとともに、その運用状況を把握し、管理責任者に報告するものとする。

3 推進責任者は、内部統制上の重大な問題が発生した場合又は発生の恐れがある場合又は第10条第1項に基づく報告があった場合には、直ちに管理責任者及び監事に報告するとともに、管理責任者と協議のうえ速やかに改善措置を講じ、その内容及び経過を管理責任者及び監事に報告しなければならない。

(内部統制上の問題等の報告)

第10条 役職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、または役職員の不正、違法行為、若しくは内部統制上の著しい不当事実を発見し、若しくは通報があった場合は、推進責任者に報告しなければならない。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、管理責任者又は監事に直接報告することができる。

(モニタリング)

第11条 法人の内部統制システムの有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行うものとする。

(1) 日常モニタリング 日常モニタリングは、各業務において役職員の自己点検及び相互牽制並びに承認手続きにより行う。

(2) 独立的評価 監事による監査及び内部監査室による内部監査により行う。

2 監事監査及び内部監査については、公立大学法人神戸市看護大学監事監査規程及び公立大学法人神戸市看護大学内部監査規程による。

(モニタリング結果等の取扱い)

第12条 推進責任者は、前条のモニタリングにおいて問題事案があった場合、又は業務の有効性及び効率性の向上の観点から内部統制システムの改善が必要であると認める場合は、管理責任者と協議のうえ速やかに改善措置を講ずるとともに、その内容及び経過を管理責任者及び監事に報告しなければならない。

2 推進責任者は、毎年度、モニタリングの実施状況及び改善措置の状況を管理責任者及び監事に報告するものとする。

3 管理責任者は、第9条第3項及び前二項の報告について経営審議会に報告するものとする。

(施行細則の委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。